

農委だより

つくば

第 60 号

発行月 令和 6 年 1 月

発行 つくば市農業委員会

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111 (代)



TSUKUBA

謹賀新年

新年の御挨拶



つくば市農業委員会  
会長 飯野和男

新年あけましておめでとうございます。皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

旧年中は農業委員会の運営・活動に對し、まして、格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は不安定な世界情勢と高止まりする物価に加え、6月には大雨により市内でも多くの農業被害が発生するなど、農家の皆様におかれましては大変な苦勞を強いられる一年であったかと思ひます。

このような中、当農業委員会は「農地等利用最適化推進施策」に関する意見書を市長に提出いたしました。市長とも直接対面し、深刻化する鳥獣被害の対策や地産地消の推進について、意見交換をいたしました。特に地産地消の推進は、地元農業者の経営安定化と農産物の循環型社会の形成に大きく寄与するものであり、持続可能な地域農業の実現を目指す上で大変重要な施策であると考えております。また、令和5年4月より農地法第3条の下限面積要件が撤廃され、つくば市においても小規模農業者や新規就農者の増加が期待されます。そのような農業者を早い段階からサポートし、経営安定化を促すためにも、補助・支援制度の更なる充実が必要であると考えております。今後も当農業委員会は市及び関係機関との連携を密にし、地域農業を取り巻く課題の解決と更なる発展に向けて、一層取り組んでまいります。

結びに、皆様の御支援、御協力をお願い申し上げますとともに、皆様の御多幸と御健勝を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

## 市長に農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出しました

令和5年9月25日につくば市長へ「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を提出しました。この意見書は農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づくもので、農地利用の最適化を効率的、効果的に推進するための施策の改善について、具体的な意見をまとめたものです。

主な内容は以下のとおりです。

### 1 農地の保全と有効利用対策

- 1 農地の基盤整備等の支援
- 2 農地中間管理事業を活用した遊休農地の解消支援
- 3 地域計画の策定体制の強化

### 2 新規就農の促進について

- 1 新規参入の促進及び就農に必要な支援の充実
- 2 小規模就農希望者への補助制度の拡充

### 3 持続可能な地域農業の確立

- 1 地産地消の促進による農業経営の安定化支援

### 4 農業被害対策について

- 1 鳥獣対策の強化
- 2 大規模自然災害への備えと復旧支援

今後も当委員会はつくば市と連携を図りながら農地利用の最適化を推進してまいります。



意見書を提出する飯野会長（左）と五十嵐市長（右）



意見交換の様子（左から飯野会長、坂入会長職務代理、蛭原委員、白石委員、五十嵐市長）

## 地域計画の策定を進めています



座談会の様子

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の改正によって、「地域計画」の策定が新たに法定化されました。「地域計画」は、10年後に目指す地域の農地利用を示した「目標地図」を作成するとともに、地域農業の将来の在り方について検討し、計画するものです。「地域計画」の実現のためには、具体的にいつ、だれが、どの農地を、どのように担うのかを地域でしっかり協議することが大切です。

現在、関係者による地域の座談会を順次実施しております。お住いの地域で案内があった際には、是非とも御参加ください。地域の農業の将来について、一緒に考えませんか？

## 農地の利用意向調査にご協力ください

今年度も農業委員と農地利用最適化推進委員が合同で農地の利用状況を調査する農地パトロールを行いました。

調査の結果、再生利用が可能な遊休農地と判断された農地の所有者の方へ、農地利用最適化推進委員が今後の農地の利用意向を調査するために御自宅を訪問する場合がございます。昨年11月頃から順次実施しておりますので、御協力をお願いいたします。

**再生困難になる前に！ 農地の利用方法を考えましょう。**

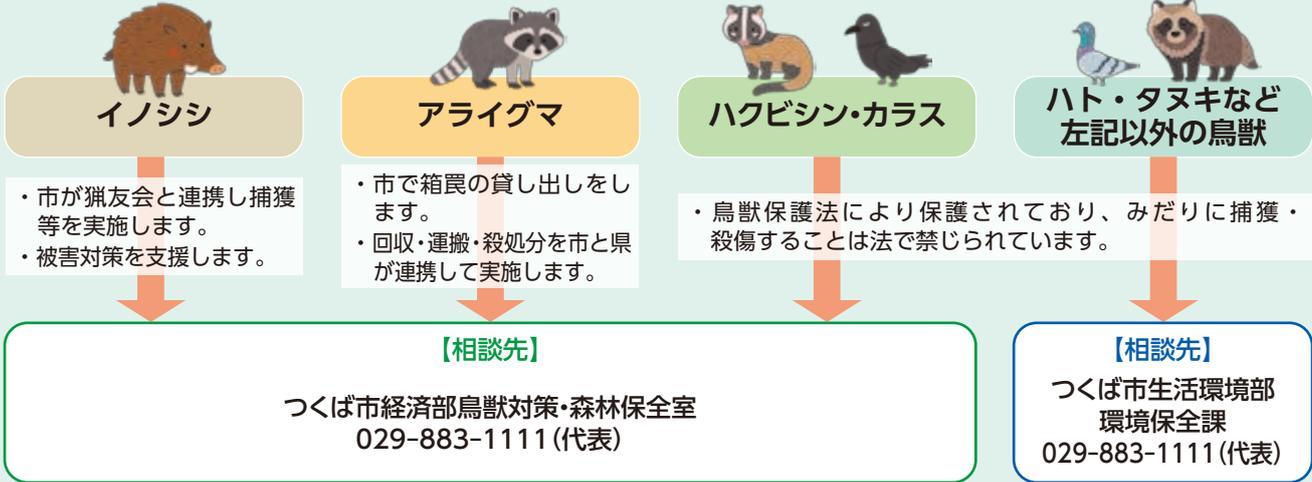


# 鳥獣被害対策はご相談ください

鳥獣による農作物の被害が相次いでいます。つくば市では「第3次つくば市鳥獣被害防止計画」に基づき、被害対策をすすめています。鳥獣による農業被害や生活被害があった場合は、下記まで御相談ください。

令和4年度の鳥獣被害状況	
被害面積	357a
被害金額	5,502千円

※イノシシによる被害のみの数値



**被害対策の補助制度があります**

- ・電気柵等の資材購入・修繕費用の補助金(対象鳥獣:アライグマ・ハクビシン・イノシシ)
- ・アライグマ捕獲のための箱罠の貸し出し
- ・狩猟免許等取得の補助金(対象者:新たに狩猟免許を取得される方)

活用を希望される方は**必ず事前**にご相談ください。

問い合わせ先：つくば市経済部鳥獣対策・森林保全室 029-883-1111(代表)

## 農業災害に備えましょう

近年、集中豪雨や台風など大規模な自然災害が各地で多発しており、思いがけない農業被害を受けることがあります。持続可能な農業のためには、日ごろから災害に対する備えをすることがとても大切です。



浸水した荃崎地区(茨城県HPより)

令和5年6月の大雨による被害状況	
被害面積	130.2ha
被害金額	17,602千円

### ●農業用ハウスを強化しましょう

農業用ハウスの災害被害を防ぐためには、少なくとも風速36m/s程度の強風に耐えられる強度が必要とされています。国や県では今後、ハウスの新設や再建、修繕等に活用できる補助事業の対象を、風速36m/s以上に耐えられる強度のハウスに限定することとしています。茨城県から「茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアル」が公表されていますので、この機会にご自身のハウスの災害対策を見直しましょう。



茨城県農業用ハウス災害被害防止マニュアルはこちら



### ●収入保険に加入しましょう

収入保険は、自然災害や市場価格低下など、農業者の努力では避けられない収入減少を広く補償する制度です。農業共済とは異なり全ての農作物が対象となるほか、病気ケガ等による収穫不能や、作物の盗難等も対象となります。詳細はNOSAI茨城にお問い合わせください。  
※青色申告を行っている方が対象です。  
※農業共済との同時加入はできません。

茨城県農業共済組合連合会 (NOSAI 茨城) 029-215-8881(代表)



## 農業後継者のためのカップリングパーティーを開催しました

2023年11月18日に二の宮にあるイタリアンレストランを貸切って、農業後継者のためのカップリングパーティーを開催しました。

当日は、男性7名、女性6名の計13名が参加し、食事をしながら参加者同士交流を深め、1組のカップルが誕生しました。



気になる! 農家インタビュー

アオニサイファーム 青木真矢さん (豊里地区)



青木さん



こだわりの大粒ブルーベリー



「独立適応栽培」により、鉢ごとに肥料等を調整し、最高の味を引き出します。

デザイナーから農家へ

東京で広告デザインの仕事をしていた青木さんが初めて農業と接点を持ったのは、つくば市で芝を中心に農業を営む奥様の実家でのことでした。当時自分の今後の人生について悩んでいた青木さんは、後継者のいない農家を見て、自身のデザイナーとしての経験を活かした、自分だけの農業ができないだろうかと考えるようになりまし。折しも、京都でブルーベリーの観光農園を立ち上げる話が舞い込み、広報担当として参加しないかと声がかかりました。これを絶好の機会ととらえた青木さんは京都に移住、畑の整地から農園オープンまで、濃密な経験を積みまし。摘みたてブルーベリーの美味しさとお客さんとの触れ合いの楽しさを知った青木さんは、つくば市に戻り、実家の農地でブルーベリー観光農園の開園に取り掛かりました。当時40歳での新規就農。「何かを始めるのに年齢の早い遅いは関係ありません。」と青木さん。観光農園はプレオープンを経て令和5年にグランドオープン。大盛況のうちにシーズンを終えました。

農家が農家を「取材」!?

青木さんが就農を目指す際に感じたのは、「情報の少なさ」でした。農家の

地域を盛り上げる「輪」になりたい

多くの農家と出会ううち、農業の実態や奥深さをもっと伝えたい、地域を盛り上げ、地域に貢献したいという思いが強くなった青木さんは「ワニナルプロジェクト」を立ち上げます。このプロジェクトは、農家のコミュニティが「輪」になっていくことを目指し、農家やつくばの魅力発信するフリーペーパー「ワニナルペーパー」の発行や、農家が主役のマルシェイベント「ワニナルフェス」の開催等に取り組んでいます。農業の新しいカタチを追い求める青木さんから、今後も目が離せません。

アオニサイファームのHPはこちら



ワニナルプロジェクトについてはこちら



令和6年1月～6月 農業委員会総会開催予定日

- 1月15日(月) 2月13日(火) 3月14日(木)
- 4月12日(金) 5月14日(火) 6月13日(木)

農業委員会総会は一般の方も傍聴ができます。



農業者年金に加入して安心して豊かな老後を!!

3つの要件を満たせばどなたでも加入できます

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金の第1号被保険者(保険料免除者を除く)
- ・年間60日以上農業に従事

※60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者も含む

農地法に基づく許可申請等の締切は

毎月20日です。



締切が開庁日の場合は、直前の開庁日が締切となりますのでご注意ください。

(窓口受付時間 8:45～16:30)

全国農業新聞

オールカラーで読みやすい! 農業者目線のタイムリーな情報誌です。

発行日 毎週金曜日(B3版8～10頁)

購読料 月700円(送料込)

発行 全国農業会議所



情報提供 専門委員会

- 委員長 青木 道子
- 副委員長 雨貝 洋子
- 委員 柳下 浩一朗
- 委員 遠藤 道夫
- 委員 市村 元則

上記に関するお問合せは、農業委員会事務局まで TEL 029-883-1111(代)